

年 月 日

板倉町長 あて

- 1 私は、下記のとおり板倉町営住宅へ入居(入居の承継)するにあたり、板倉町営住宅管理条例、同条例施行規則、これらの規定に基づく指示及び別記諸事項を厳守し、誠実に履行することを誓約します。
- 2 連帯保証人は、別記に記載のとおり、入居者に係る家賃その他の債務について入居者と連帯して負担することを承諾します。

家賃等	家賃(月額)	近傍同種の住宅の家賃(月額)
住宅所在地		
住宅名及び住宅番号	町営住宅	団地第 号

入居者	現在住所		
	フリガナ氏名	実印	生年月日 年 月 日生

連帯保証人	住所		
	電話番号	入居者との関係	
	フリガナ氏名	実印	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親族 ()
	生年月日	年 月 日(歳)	5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()
	職業	勤続年数 年 月	
	勤務先	住所 名称	電話番号

注意

- 1 連帯保証人は、群馬県内又は近隣市町村に居住し、独立の生計を営み、かつ、確実に保証を行うことができる方としてください。

添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)
- 2 連帯保証人の住所、氏名及び生年月日を確認することができる書類(運転免許証の写し、健康保険証の写し等)
- 3 連帯保証人の収入を証明する書類(所得・課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写し等)
- 4 入居者の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)
- 5 その他、町長が必要と認める書類

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡した場合は町長が指定した日)までに納付しなければならない。
- 2 入居者は、毎年度別に定める期日までに、収入を申告しなければならない。
- 3 入居者は、次の費用を負担することとする。
 - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(共同部分の使用料を含む。)
 - (2) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用並びに維持運営に要する費用。
 - (3) 汚物、ごみ等の処理に要する費用。
 - (4) 給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要で無い部分の修繕に要する費用。
 - (5) 畳の表替え、破損ガラスの取り替え等の軽微な修繕で、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの。(入居の期間及び損耗の程度に係わらず全ての畳の表替え、障子及びふすまの張り替えを退去時に行うこととし、これに要する費用を含む。)
 - (6) 入居者の責めに帰すべき事由による町営住宅及び共同施設等の修繕に要する費用。
 - (7) その他、板倉町町営住宅管理条例、同施行規則に基づき町長が指定する費用。
- 4 入居者は、次のいずれかに該当するときは、板倉町長の承認を受けなければならない。
 - (1) 町営住宅にはじめに同居を承認された親族以外の人を同居させようとするとき。
 - (2) 入居者が死亡又は退去した後、残された同居人が引き続き居住を希望するとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。※連帯保証人が死亡、保証能力の喪失、所在不明等になった場合は、速やかに当該連帯保証人を変更しなければならない。
 - (4) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
 - (5) 住宅の様態替えし、又は増築するとき。
 - (6) 町営住宅敷地内に工作物を設置するとき。※(4)~(6)について、撤去及び原状回復の費用は入居者が負担するものとする。
- 5 入居者は、次の事由が生じたときは、板倉町長に届け出なければならない。
 - (1) 同居者に異動があったとき。
 - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。※退去にあたり検査を受けなければならない。
 - (4) 連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。
- 6 入居者は、次の事由により板倉町長から明渡しを請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡さなければならない。
 - (1) 不正な行為により入居したとき。
 - (2) 家賃を3月分以上滞納したとき。
 - (3) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかったとき。
 - (4) 住宅や共同施設を故意にき損したとき。
 - (5) 入居者が暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
 - (6) 同居、入居の承継及び承認事項について承認を得なかったとき。
 - (7) 入居者が保管義務に違反したとき。
 - (8) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (9) 住宅を他の者に転貸又は入居の権利を譲渡したとき。
 - (10) 町営住宅の借上げ期間が満了するとき。
 - (11) 板倉町町営住宅管理条例に基づき、高額所得者と認定され明渡しを請求されたとき。
 - (12) 板倉町町営住宅管理条例、同施行規則及びこれらの規定に基づく指示に違反又は不正の行為によって行ったとき。
- 7 入居者は、入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を納付しなければならない。
- 8 連帯保証人は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、入居者と連携して負担するものとする。連帯保証人の負担は、入居決定時の月額家賃の12月分の金額までとする。